

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第1部門第1区分
 【発行日】令和6年8月5日(2024.8.5)

【公開番号】特開2023-145799(P2023-145799A)
 【公開日】令和5年10月11日(2023.10.11)
 【年通号数】公開公報(特許)2023-191
 【出願番号】特願2023-131427(P2023-131427)
 【国際特許分類】

A 2 3 L 2/56(2006.01)
 A 2 3 L 2/00(2006.01)
 C 1 2 G 3/04(2019.01)
 C 1 2 C 5/02(2006.01)
 A 2 3 L 2/38(2021.01)

10

【F I】

A 2 3 L 2/56
 A 2 3 L 2/00 B
 C 1 2 G 3/04
 C 1 2 C 5/02
 A 2 3 L 2/00 T
 A 2 3 L 2/38 J

20

【手続補正書】
 【提出日】令和6年7月25日(2024.7.25)
 【手続補正1】
 【補正対象書類名】特許請求の範囲
 【補正対象項目名】全文
 【補正方法】変更
 【補正の内容】

【特許請求の範囲】

30

【請求項1】

2 - アミノアセトフェノンの含有量 (X) が 0 . 8 質量 p p b 以上であり、
 糖質濃度 (Y) が、 3 . 0 g / 1 0 0 m L 未満であり、
 麦芽使用比率が 5 0 ~ 1 0 0 質量 % であり、

2 - アミノアセトフェノンの含有量 (X) (単位 : 質量 p p b) と糖質濃度 (Y) (単位 : g / 1 0 0 m L) との比 [(X) / (Y)] が 1 . 8 以上である、
 容器詰め飲料。

【請求項2】

糖質濃度 (Y) が、 2 . 0 g / 1 0 0 m L 未満である、請求項1に記載の容器詰め飲料。

40

【請求項3】

2 - アミノアセトフェノンの含有量 (X) (単位 : 質量 p p b) と糖質濃度 (Y) (単位 : g / 1 0 0 m L) との比 [(X) / (Y)] が 2 . 4 以上である、請求項1又は2に記載の容器詰め飲料。

【請求項4】

糖質濃度 (Y) が、 0 . 5 g / 1 0 0 m L 未満であり、
 2 - アミノアセトフェノンの含有量 (X) (単位 : 質量 p p b) と糖質濃度 (Y) (単位 : g / 1 0 0 m L) との比 [(X) / (Y)] が 5 . 0 以上である、請求項1に記載の容器詰め飲料。

【請求項5】

50

原材料として、未発芽の麦類およびその抽出物を用いない、請求項 1 ~ 4 のいずれか一項に記載の容器詰め飲料。

【請求項 6】

発酵アルコール飲料である、請求項 1 ~ 5 のいずれか一項に記載の容器詰め飲料。

【請求項 7】

ビールテイスト飲料である、請求項 1 ~ 6 のいずれか一項に記載の容器詰め飲料。

【請求項 8】

前記ビールテイスト飲料のアルコール度数が 1 ~ 20 (v/v%) である、請求項 7 に記載の容器詰め飲料。

【請求項 9】

2 - アミノアセトフェノンの含有量 (X) が、3.0 質量 ppb 以上である、請求項 1 ~ 8 のいずれか一項に記載の容器詰め飲料。

10

【請求項 10】

2 - アミノアセトフェノンの含有量 (X) が、4.8 質量 ppb 以上である、請求項 1 ~ 8 のいずれか一項に記載の容器詰め飲料。

【請求項 11】

糖質濃度 (Y) が、1.5 g / 100 mL 以上 3.0 g / 100 mL 未満であり、

2 - アミノアセトフェノンの含有量 (X) (単位：質量 ppb) と糖質濃度 (Y) (単位：g / 100 mL) との比 [(X) / (Y)] が 2.5 以上である、請求項 1、3 及び 5 ~ 10 のいずれか一項に記載の容器詰め飲料。

20

【請求項 12】

糖質濃度 (Y) が、1.0 g / 100 mL 以上 1.5 g / 100 mL 未満であり、

2 - アミノアセトフェノンの含有量 (X) (単位：質量 ppb) と糖質濃度 (Y) (単位：g / 100 mL) との比 [(X) / (Y)] が 2.5 以上である、請求項 1、3 及び 5 ~ 10 のいずれか一項に記載の容器詰め飲料。

【請求項 13】

糖質濃度 (Y) が、0.5 g / 100 mL 以上 1.0 g / 100 mL 未満であり、

2 - アミノアセトフェノンの含有量 (X) (単位：質量 ppb) と糖質濃度 (Y) (単位：g / 100 mL) との比 [(X) / (Y)] が 2.5 以上である、請求項 1、3 及び 5 ~ 10 のいずれか一項に記載の容器詰め飲料。

30

40

50